

## 社会福祉法人ゆほびか 役員報酬規程

- ① 理事長 理事会及び評議員会に出席した場合は、1回につき 15,000 円（交通費含む）を支給する。  
法人運営の業務に従事した場合は、1日につき 15,000 円（交通費含む）を支給する。  
1ヶ月の報酬支給限度額は、200,000 円とする。
- ② 理 事 理事会に出席した場合は、1回につき 15,000 円（交通費含む）を支給する。  
法人運営の業務に従事した場合は、1日につき 15,000 円（交通費含む）を支給する。  
1ヶ月の報酬支給限度額は、30,000 円とする。  
但し、法人職員は支給しない。
- ③ 評議員 評議員会に出席した場合は、1回につき 15,000 円（交通費含む）を支給する。  
法人運営の業務に従事した場合は、1日につき 15,000 円（交通費含む）を支給する。  
1ヶ月の報酬支給限度額は、30,000 円とする。
- ④ 監 事 理事会及び評議員会に出席した場合は、1回につき 15,000 円（交通費含む）を支給する。  
ただし、理事会と評議員会を同じ日に併せて開催し、両方に出席された場合は、報酬は加算しないものとする。  
法人監査の業務に従事した場合は、1日につき 15,000 円（交通費含む）を支給する。  
1ヶ月の報酬支給限度額は、30,000 円とする。  
会計監査（特別監査／5月）は、100,000 円を支給する。  
業務監査（特別監査／5月）は、50,000 円を支給する。
- ⑤ 役員（理事長、理事、評議員、監事）は、在宅での法人業務については、支給の対象としない。  
但し、特別の措置を要する場合は、理事会で勤務実績に即して支給の適否を検討する。

- ⑥ 支払時期 理事長は毎月25日(当日が休日及び金融機関が休業日の場合はその前日)に銀行振込とし、その他の役員は会議終了後に現金で支払う。
- ⑦ 賞与、退職金の有無 役員(理事長、理事、評議員、監事)には、賞与、退職金は支給しない。

#### 附則

この規定は、平成29年6月19日から施行する。